

第45回 名張市都市計画審議会 会議録（概要）

- (1) 会議名：第45回 名張市都市計画審議会
- (2) 開催日時：令和2年1月16日（木）午後2時00分～午後3時00分
- (3) 開催場所：名張市役所 庁議室
- (4) 出席した者の職、氏名

審議会委員

会長	川口	佳秀
副会長	久	隆浩
	上島	芳子
	加納	哲也
	大黒	史智
	田中	徹
	玉置	玉義
	細矢	一宏
	森岡	秀之
	山崎	昭子
	山田	秀樹
	幸松	孝太郎

事務局ほか

市長	亀井	利克
都市整備部部長	谷本	浩司
都市計画室室長	深井	克治
同室係長	平尾	美津代
同室主査	高倉	俊明
同室主査	寺本	まり子
下水道建設室室長	桑原	純之
同室係長	西村	忠晃
同室主査	勝連	辰也

- (5) 事項及び会議の公開又は非公開の別
第1号議案 名張都市計画下水道の変更（案）（名張市決定）
会議は公開
- (6) 傍聴人の数
0名
- (7) 発言の内容
別紙のとおり
- (8) その他審議会が必要と認める事項
なし

第45回 名張市都市計画審議会 議事録

日時：令和2年1月16日（木）
午後2時00分～3時00分
場所：名張市役所 庁議室

【議長】

はい。それでは、名張市都市計画審議会条例第5条の規定により、私が議長を務めさせていただきます。議事進行につきましては、格段のご協力をよろしくお願いいたしますと思います。それでは着座にて進行をさせていただきます。

それでは、先ほど市長から諮問されました議案に移らせていただきます。審議を賜ります前に、本日の会議の公開について、名張市都市計画審議会運営規程第4条第1項の規定により公開するものとし、公開による方法は傍聴によるものいたします。事務局、傍聴者はいますか。

【事務局】

はい。

【議長】

はい、どうぞ。

【事務局】

傍聴定員15名でございますが、本日、傍聴希望者はございません。

【議長】

はい。傍聴者がいないということでございますので、事務局から説明があったとおりでございます。それでは進めさせていただきます。

では、審議に入ります前に、名張市都市計画審議会運営規程第11条第1項の規定により、加納委員と森岡委員に本会の議事録の署名を指名いたします。どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

【委員】

はい、わかりました。

【議長】

それでは、これより審議に入らせていただきます。事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

議長。

【議長】

はい、お願いします。

【事務局】

はい。それでは、本日の議案についてご説明を申し上げさせていただきます。本日、議案といたしましては、第1号議案 名張都市計画下水道の変更案 名張市決定でございます。なお当該議案に関しまして、本日は上下水道部下水道建設室が同席させていただきますことをご報告いたします。

本件に関しまして、令和元年12月2日から12月16日まで、都市計画室及び下水道建設室において案の縦覧を行いました。縦覧期間中、2名の縦覧者がございましたが、意見書の提出は

ございませんでした。以上、ご報告とさせていただきます、議案の説明等につきましては下水道建設室のほうからさせていただきます。

【下水道建設室】

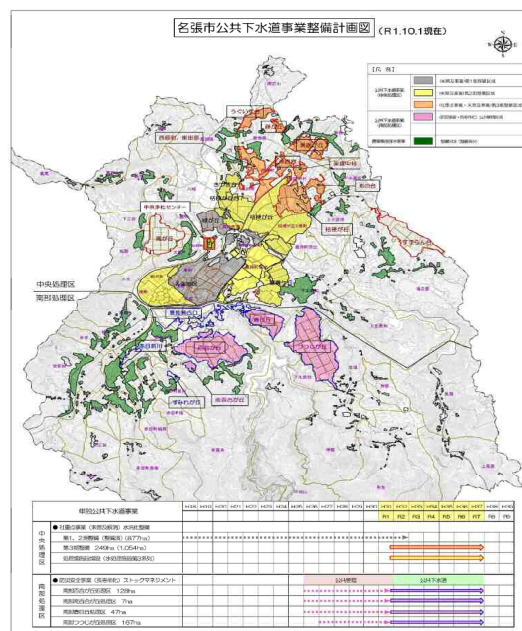
議長。

【議長】

はい。

【下水道建設室】

失礼します。まず、議案の説明に入る前に、お手元にお配りをさせていただきましたA3の縦長の図面ですね、それと大型モニターをもとに現在の公共下水道の整備状況やこれまでの経過、目的をご説明申し上げます。座って失礼いたします。



まず、位置関係でございます。少し見にくいんですけども、茶色の線で表示させていただいているのが国道165号線、その165号線と交差するような形で国道368号線がございます。また、水色の線で表示をさせていただいているのが名張川となっております。また、赤囲みの白抜きで表示させていただいている所が桔梗が丘駅、下に参りまして名張駅というふうな位置関係となっております。

当市の公共下水道のこれまでの経過といたしましては、まず、当市の公共下水道は図面の中部くらいに印をさせていただいております、赤色のラインで印をさせていただいておりますが、名張川を境に北側を中央処理区、また、その南側を南部処理区とさせていただいております。方針といたしましては、まず、中央処理区の整備を行い、整備の目途が立った上で、南部処理区を着手するものとさせていただいております。中央処理区につきましては、平成10年に都市計画用途地域と周辺を含む837ヘクタールの中央処理区を分流式下水道として都市計画決定し、事業認可を受けた、図面で言いますグレーの部分にあたる所なんですけども、この地域を第1期事業の計画面積257ヘクタールの整備をまず進めまして、蔵持町里にございます終末処理場が完成した後の平成18年3月31日に一部供用をさせていただきました。その後、当市下水道の基本計画であります「名張市下水道整備マスタープラン」を平成19年8月に改訂し市全域下水道化を基本構想のもと、区域を拡大し、現在第2期事業として黄色の部分を含んだ877ヘクタール、グレーの部分と黄色の部分の合わせまして877ヘクタールになるんですけども、そのうちの約700ヘクタールの整備を現在完了し供用に至っております。

その上で、今回都市計画の排水区域の変更をご審議いただきます内容といたしまして、今後更なる区域の拡大を目指すために、中央処理区の北側にあたりますオレンジ色の部分を「排水区域」に追加するもの。また、南部処理区におきましては、平成26年から名張市で公共管理を行ってまいりました。その地域につきましては百合が丘地区、南百合が丘地区、春日丘地区。で、また、翌年の平成27年からはつつじが丘地区を公共管理として対応してまいりました。それが図面で言いますピンク色の箇所になってございます。モニターの方は色がちょっと抜けておりまして申し訳ないんですけども、お手元にお配りさせていただきました参考図面で言うところのピンク色の4ヶ所になってございます。将来この4つの処理場も含めて1つの処理場に統合する計画をもってありますが、それまでの間、改築・更新にかかる費用について、新設された国の交付金の事業メニューを活用していく目的で公共管理の4つの処理場を「その他の施設」として今回追加するものとなっております。それでは、議案書の説明につきましては担当よりご説明させていただきます。

【下水道建設室】

議長。

【議長】

はい、どうぞ。

【下水道建設室】

議案書の説明に移らせていただきたいと思いますので座って失礼させていただきます。議案書の1ページでございます。議案書の1ページは、今回変更いたします都市計画下水道の計画書でございます。まず、「排水区域」の変更といたしまして、名張市公共下水道排水区域の汚水面積を、既決定の877ヘクタールから1,475ヘクタールに変更いたします。また、雨水面積におきましては、汚水終末処理場敷地面積を含まないため、既決定の877ヘクタールから1,471ヘクタールに変更いたします。次に「下水管渠」及び「その他の施設」に南部百合が丘処理場、南部つつじが丘処理場、南部春日丘処理場、南部南百合が丘処理場を追加いたします。

2ページが理由書でございます。理由書を読み上げさせていただきます。名張市の公共下水道は、平成10年に都市計画用途地域と周辺を含む約837ヘクタールの中央処理区を分流式下水道として都市計画決定し、事業認可を受けた第1期事業の計画面積257ヘクタールの整備を進め、終末処理場が完成した後の平成18年3月31日に一部供用が開始されました。

その後の人口減少や高齢化など、社会経済情勢が大きく変化するなかで、本市下水道の基本計画である「名張市下水道整備マスタープラン」を平成19年8月に改訂し、中央部を流れる名張川を中心に北側全域を中央処理区に改め、南側の南部処理区とともに、市全域下水道化を基本構想に掲げ、中央処理区の第2期事業として年次継続的に整備を進めてまいりました。

また平成27年には、既決定排水区域に隣接する地域から公共下水道整備に対する要望に伴い継続的に地域等の協議を重ね、平成29年に排水区域837ヘクタールを877ヘクタールとする都市計画の変更決定を行い、平成30年度末現在、約700ヘクタールの区域の供用に至っております。

今回の変更は、これまでの市中央部における市街化整備の状況や今後の都市づくりの方向性を勘案し、生活道路などの基盤が整った良好な市街地環境の維持・向上を目的に、特に住宅地や商業地の連坦性と都市機能の向上に繋がると判断した地域において、現計画の第2期事業に追加して一体的かつ効率的な整備を図り、本市の都市機能が集積する中央処理区における下水道未普及地域の水洗化を目指すものです。

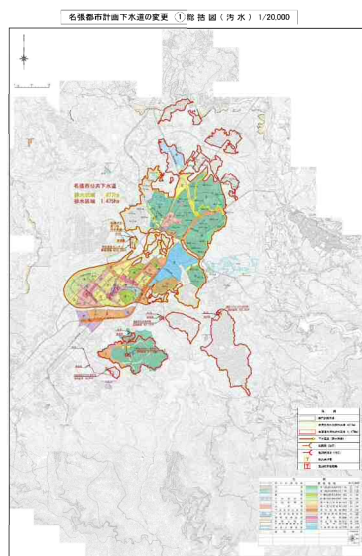
更に、中央処理区と一体的に公共下水道による管理、整備が望ましい区域として、南部処理区の一部（百合が丘地区、つつじが丘地区、春日丘地区、南百合が丘地区）を「排水区域」に追加し、また、南部浄化センターが建設されるまでの間、汚水処理を行う4つの処理場を「その他施設」として南部百合が丘、南部つつじが丘、南部春日丘、南部南百合が丘を追加します。

今回、追加する排水区域については、三重県が平成28年6月に策定した「生活排水処理アクションプログラム」においても、公共下水道処理区域として位置づけております。

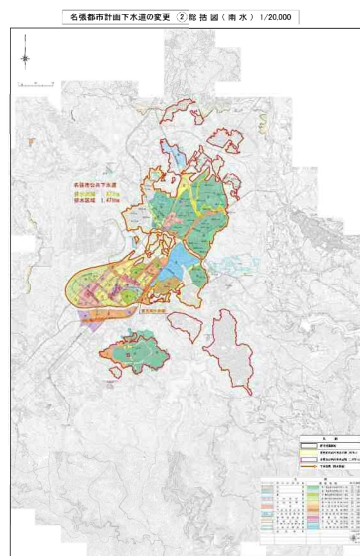
以上のことから、汚水排水区域として、中央処理区に計249ヘクタール及び南部処理区に計349ヘクタールを追加し既決定排水区域面積877ヘクタールを1,475ヘクタールとし、また雨水排水区域として、汚水終末処理場敷地面積を含まず、中央処理区に計246ヘクタール及び南部処理区に計348ヘクタールを追加し既決定排水区域面積877ヘクタールを1,471ヘクタールとする都市計画の変更決定を行い、本市の快適かつ持続可能な都市づくりに向けて計画的に公共下水道の整備を進めるものです。

また、この議案書の図書の整理といたしまして、3ページ、4ページが計画の新旧対照表となっております。3ページの方で2段書きさせていただいております項目につきましては、変更前がゴシックの斜め文字となっております。また、3の下水管渠など、2段書きになっていない1行の部分、こちらについては変更のない既決定の部分も記載させていただいております。

次に、5ページ、6ページは、都市計画図の総括図でございます。5ページが汚水、6ページが雨水の排水区域の変更前後を表記しております。モニターの方なんですけども、追加した部分のわかりやすいように赤く着色させていただいております。



(5ページ)



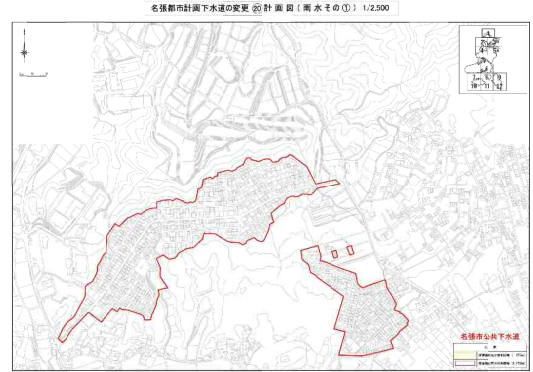
(6ページ)

以降詳細の拡大図を添付させていただいております。変更前を黄色、変更後を赤色の線で囲んでおります。7ページから11ページまでは、今回、追加いたします中央処理区における北側の汚水の排水区域でございます。12ページは中央浄化センター、13ページは現在整備を進めております夏見地区の一部でございます。14ページから19ページは南部処理区における排水区域で、20ページから23ページは追加する4つの処理場の図面、そして、24ページから35ページは雨水の排水区域になってございます。以降、モニターの方もご覧いただきながら詳細の方について説明させていただきます。

それでは、中央処理区の方から7ページになるんですけども。7ページと24ページ、これが汚水と雨水になるんですけども、図面の方は同じ位置を示しておりますので汚水のページを中心に説明させていただきます。こちらがうぐいす台と美旗町藤が丘の位置を示しております。

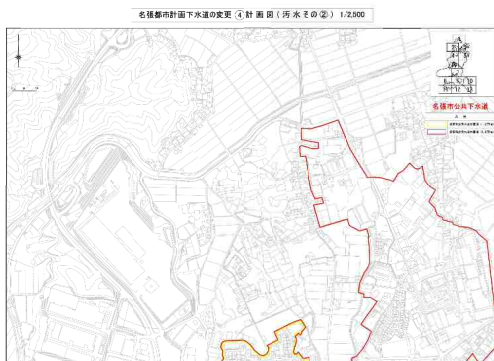


(7ページ)

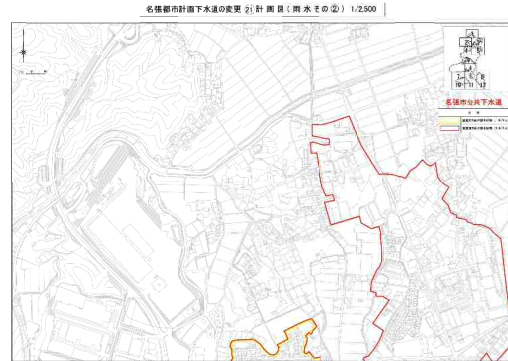


(24ページ)

そして、次に8ページ、25ページが東田原の一部、西原町の一部でございます。場所は名張自動車学校付近になります。



(8ページ)



(25ページ)

次に9ページ、26ページが美旗町南西原、美旗中村、美旗町中1番、中2番、中3番、新田の一部、西原町の一部、東田原の一部ということになってございます。

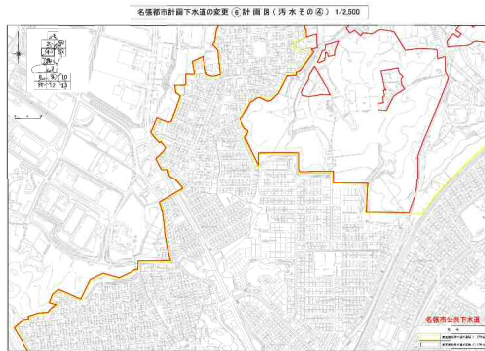


(9ページ)

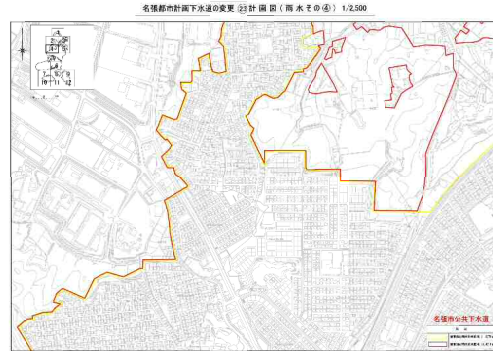


(26ページ)

次に10ページ、27ページが東田原、西原町、美旗中村の一部でございます。黄色囲いの部分が既決定の区域になってございまして、赤色が今回の変更する区域になります。右上のほうに映してますのが名張北中学校付近になります。

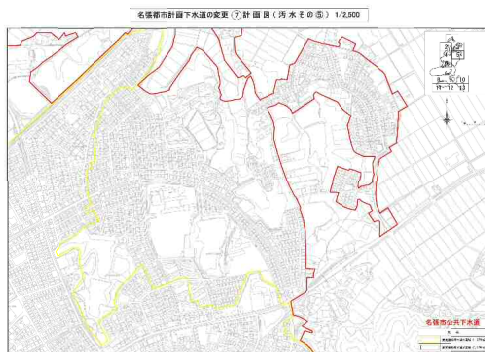


(10ページ)



(27ページ)

次に11ページ、28ページでございますが、こちらが桔梗が丘4番町、5番町、6番町、7番町、8番町の一部、そして、美旗町池の台、美旗中村の一部でございます。

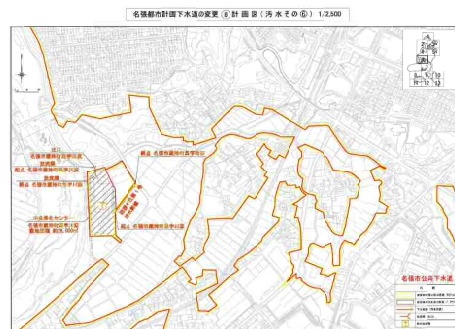


(11ページ)



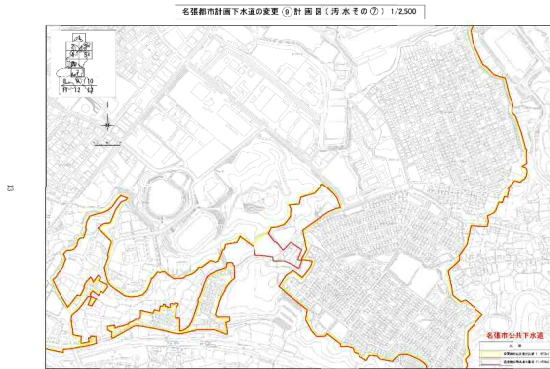
(28ページ)

そして、12ページですね。こちらが中央浄化センターでございます。この第3期事業に伴いまして、中央浄化センターの増設工事がございまして、



(12ページ)

次に13ページ、29ページが夏見の一部でございます。こちらは、現在整備中の工事に伴いまして追加するものでございます。



(13ページ)



(29ページ)

次に14ページ、30ページが百合が丘でございます。こちらからが、南部処理区の方になります。真ん中の線は、南部百合が丘処理場からの放流渠となっております。左下の線、ちょっと短いですが、こちらが南部南百合が丘処理場からの放流渠でございます。



(14ページ)

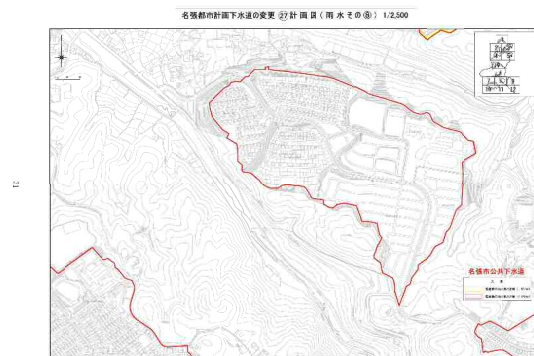


(30ページ)

次に15ページ、31ページ。こちらが春日丘、百合が丘の一部ですね、で、つつじが丘になりまして、左上の方には南部春日丘処理場及び放流渠がございます。

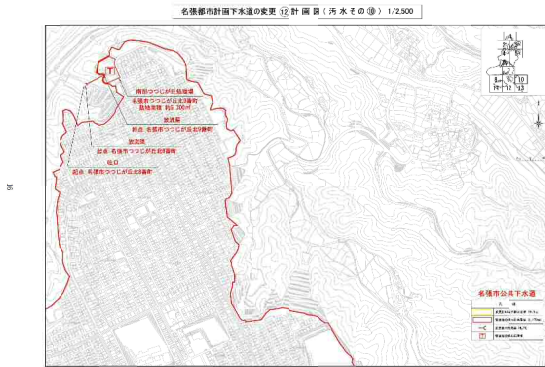


(15ページ)

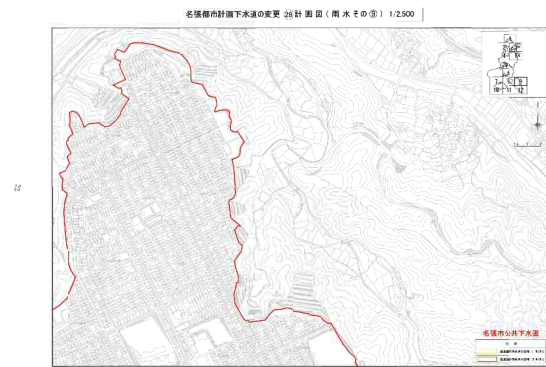


(31ページ)

次に16ページ、32ページになりますが、こちらはつつじが丘でございます、左上が南部つつじが丘処理場及び放流渠でございます。

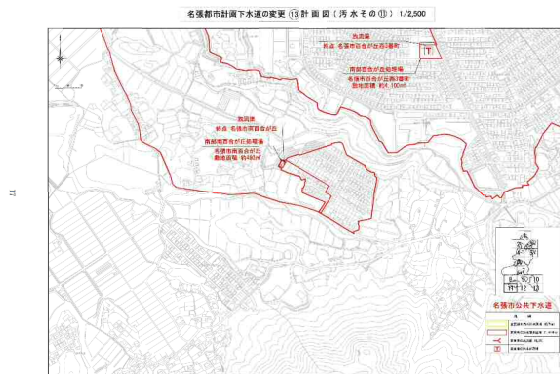


(16ページ)

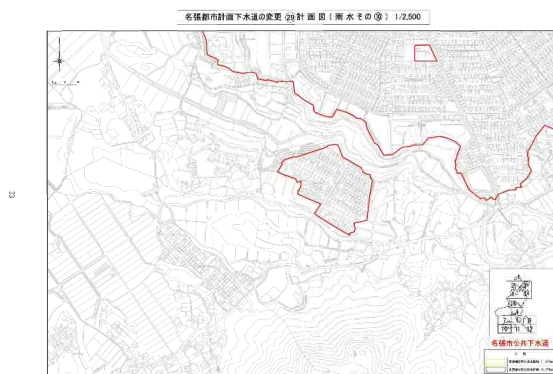


(32ページ)

次に17ページ、33ページになりまして、こちらは百合が丘、南百合が丘でございます。右上が、南部百合が丘処理場及び放流渠ですね。で、真ん中が南部南百合が丘処理場及び放流渠でございます。



(17ページ)



(33ページ)

そして、次に18ページ、34ページが百合が丘でございます。百合が丘の一部になってございます。

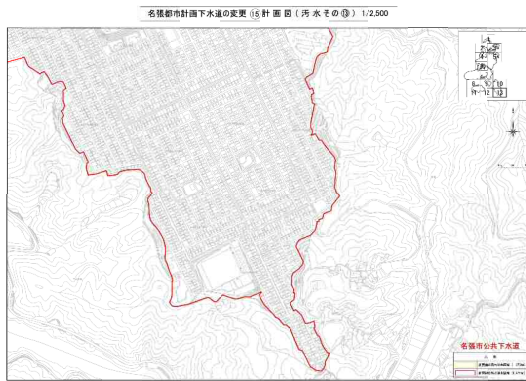


(18ページ)

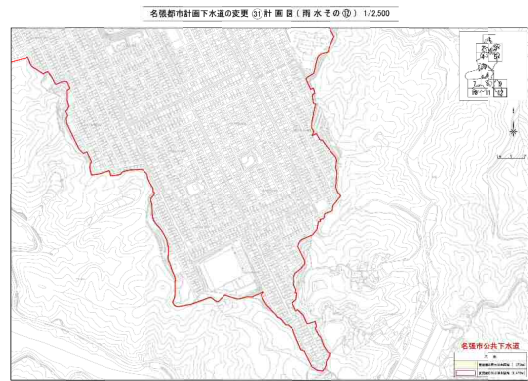


(34ページ)

19ページ、35ページがつつじが丘でございます。

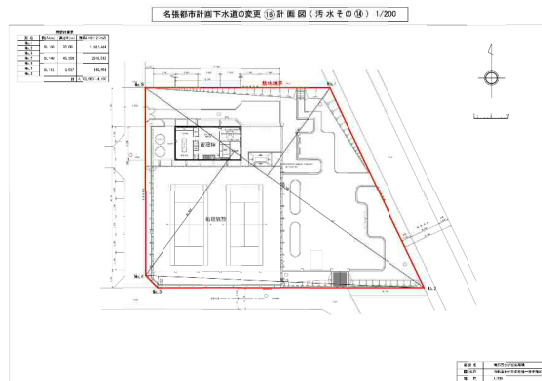


(19ページ)



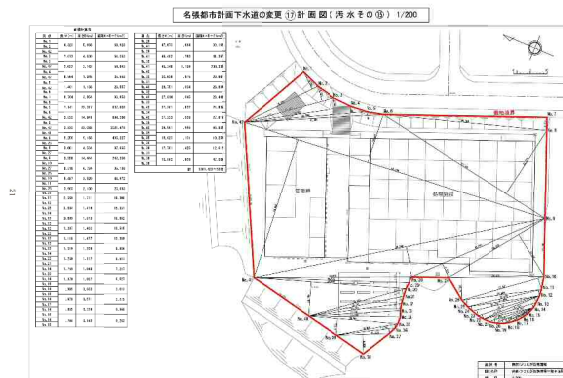
(35ページ)

そして、20ページですね。こちらからが、処理場の一般平面図になってございまして、こちらが南部百合が丘処理場の一般平面図でございます。



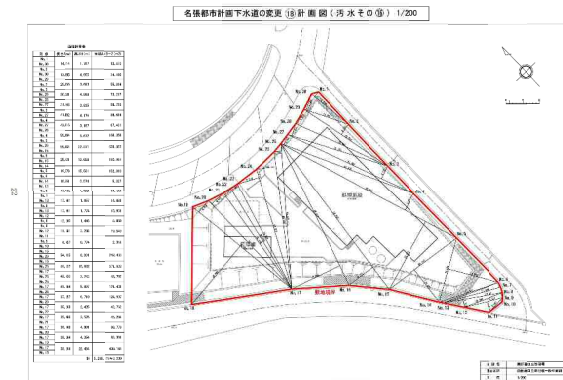
(20ページ)

21ページが、南部つつじが丘処理場の一般平面図でございます。



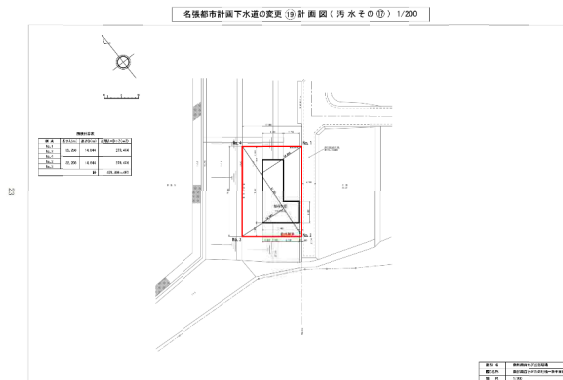
(21ページ)

22ページが、南部春日丘処理場の一般平面図でございます。



(22ページ)

そして最後に23ページが、南部南百合が丘処理場の一般平面図でございます。



(23ページ)

以上、第1号議案の議案書を見ていただきながらのご説明でございますけれども、ここで大型モニターの方を少し見ていただきながら今回の都市計画の変更におけるこれまで行ってまいりました手続きと今後の予定を説明させていただきます。

4. これまでの手続き

都市計画変更の経緯の概要			
事項	時期	備考	
・説明会の開催	平成28年 7月から 令和元年 9月まで	関係地域への説明	
・関係機関協議			
木津川上流流域河川事務所	令和元年 5月15日 令和元年 9月 3日	処理場建設による河川影響	
水資源機構本川ダム、管理課	令和元年 5月24日 令和元年 9月 3日	処理場建設による浸透影響	
伊賀建設事務所 工事統括課	令和元年 9月28日		
管理課			
流域課			
中部地方整備局 都市整備課	令和元年 9月 6日	排水区域変更による河川影響	
三重県土質部下水道事業課	令和元年 6月11日 令和元年 6月20日	排水区域変更による河川影響 事業計画変更 (汚水権)	
		(計画汚水量)	
		(処理水量)	
名張市都市整備部 維持管理室	令和元年 8月 1日	排水区域変更	
名張市地域環境部 環境対策室	令和元年 9月 9日	排水区域変更	
三重県環境生活部 大気・水環境課	令和元年10月 2日	事業計画変更 (生活排水処理率)	
・事前協議依頼	令和元年10月28日		

26

5. 今後の手続き

都市計画決定の経緯の概要			
事項	時期	備考	
・事前協議回答	令和元年11月25日	(以下予定)	
・広報等の発行日	令和元年11月25日		
・計画案の縦覧	令和元年12月 2日から 令和元年12月16日まで		
・市都市計画審議会	令和 2年 1月16日		
・三重県知事への協議申出	令和 2年 1月22日		
・三重県知事回答	令和 2年 1月30日		
・決定告示	令和 2年 1月31日		

27

地元説明会におきましては、平成29年6月から令和元年9月まで行ってまいりました。今後
も進捗に合わせ、実施する予定でございます。関係機関協議におきましては、令和元年5月
から、木津川上流河川事務所管理課、水資源機構木津川ダム総合管理所管理課、伊賀建設事務所工事統
括課、管理課、流域課、中部地方整備局都市整備課、三重県県土整備部下水道事業課、名張市都
市整備部維持管理室、環境対策室、三重県環境生活部大気・水環境課にそれぞれご協議いただき
ました。そして三重県都市政策課に令和元年10月28日に事前協議依頼を行い、事前協議の回
答を令和元年11月25日にいただきました。広報等の発行日が令和元年11月25日、計画案
の縦覧を令和元年12月2日から令和元年12月16日まで行いました。そして本日、都市計画
審議会として皆様に集まっております。

ここからは、予定になりますけれども、三重県知事への協議申出を行い、三重県知事回答を頂
き、決定告示を令和2年1月末に頂きたいと考えております。また、その後、事業認可等の手続
を行ってまいりたいと考えております。以上、第1号議案についての説明とさせていただきます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議長】

以上ですね、事務局からの説明でございました。ご質問なり、ご意見等ございましたら、議長
と呼んでいただきまして、ご発言のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

ご意見、ご質問ございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

【委員】

議長。

【議長】

はい、どうぞ。

【委員】

参考までにお伺いしたいんですけれども、今回の決定予定ですね、改築等に関わる諸費用とい
うのはいくらぐらい名張市の負担が軽くなるとかそういうふうな金額的なものがもしわかりまし
たら教えていただきたいと思ひます。

【議長】

ありがとうございます。それでは事務局のほうから諸費用についてお願ひします。

【下水道建設室】

それでは、今ご質問いただきました件につきまして、回答させていただきたいと思ひます。ま
ず、今回区域拡大をさせていただきます北部の所につきましては、新規の事業ということで維持管
理そういったものにつきましては、今手持ちとしてはこれから整備をしていきますもので出てお
りません。南部につきましては、今現在名張市の方でこの4つの処理場も含めて管理をさせてい
ただいてございまして、先ほどご説明をさせていただきました百合が丘、春日丘、南百合が丘に
つきましては26年から、つつじが丘につきましては平成の27年から市の方で維持管理運営を
させていただいているというところがございます。そういったところで、今現在そちらの4つの
団地を合わせました年間の改築更新費でございますが、約なんですけれども、平成の29年度では
約8,400万程度、また、平成の30年度につきましては7,900万程度ということで、こ
ういった改築更新費用につきまして、今後なんですけれども、公共下水道としての利用をしてい
ただきますと、今後、ストックマネジメント計画と言ひまして国の交付金メニューがございませ
ん。そういった新たな交付金メニューを今後活用させていただいて、国からの交付金をいただきな
がら改築、更新をしていきたいと、このように考えております。そういったところで、仮に昨年度
7,900万円かかっている改築更新費を、そういったストックマネジメント計画を立てて今後

やっといこうとなればですね、交付金として2分の1の交付金をいただけるというふうなかたちになってきまして、そういった面で今回都市計画決定の方をお願いさせていただきたいというふうに思っております。

【委員】

ありがとうございました。

【議長】

よろしいですか。

【委員】

はい。

【議長】

他に、またご質問ございましたらお願いしたいと思います。

【委員】

議長、よろしいですか。

【議長】

お願いします。

【委員】

参考にまで聞かせていただきたいんですけど、今後ですね受益者負担というのは見通しはどんなんですか。増えるとかそういったことはありますか。

【下水道建設室】

はい、議長。

【議長】

はい、どうぞ、事務局お願いします。

【下水道建設室】

ご質問いただきました受益者負担金というものでございますが、これにつきましては改めてご説明をさせていただきますと、今後、下水道の整備を新たにさせていただくということになればですね、その建設費用の一部なんですけども、今後、公共下水道を使っただけの地域の方々にその土地の面積に応じまして受益者負担金というものをご負担いただくというふうなかたちになってございます。それで今回排水区域等を拡大する北部地域と南部地域、まず南部地区につきましてはもう現在、公共の管理をさせていただいてございますので、今回、公共下水道として位置付けをさせていただいてもそういった受益者負担金であったりとかというのは徴収はさせていただきます。また、使用料についても今、市の方で徴収をさせていただいてございますので、南部の処理区につきましては何ら今までと利用者の方々にとっては変わるものではないことを先に言わせていただきまして、また、北部につきましてはこれからは下水道の整備をさせていただくということで先ほど申させていただきましたように、建設費の一部を公共下水道として今後使っただけの方々にですね工事費の一部をご負担いただくという制度の中で、基本的に今まで第1期事業、第2期事業として整備をさせていただいている所にございましては、土地の面積、1平米あたり478円というふうな金額をご負担をさせていただいて、整備をさせていただいているという現状でございます。以上です。

【議長】

はい、ありがとうございます。

【委員】

ありがとうございます。

【議長】

委員さんはよろしいですか。

【委員】

はい。

【議長】

はい、どうぞ、お願いします。

【委員】

そうしましたら、百合が丘とそれから南百合が丘、つつじが丘は新たに市の下水道に入ってくるわけですね。そうしたら、今までよりお金が上がるわけですか。

【議長】

はい、どうぞ、事務局お願いします。

【下水道建設室】

南部処理区区のですね、この春日丘、つつじが丘、百合が丘、南百合が丘につきましては今現在、名張市の方で今もう既に公共の管理ということで維持管理運営をさせていただいております、26年度また27年度の折にですね、公共管理をさせていただく折にそういった受益者負担金というものをいただいておりますので、今回の区域拡大に伴って新たな負担というのはございません。

【議長】

よろしいですか。

【委員】

はい。

【議長】

はい、ありがとうございます。他、ご意見なりご質問、何なりございましたらお願いしたいと思いますが。市議会の先生の方で何かございましたら。よろしいですか。遠慮していただかなくても。

【委員】

議会は議会でもた一般質問等でも今まで出てきてますし、部局の方はご存知だと思います。

【下水道建設室】

はい、よろしいですか。議員さんも議員さんも南部の議員の代表でございますから。議員さんはどうでございますか。

【委員】

いや、特に。

【議長】

はい、いいですか。行政の関係の所長さんはどうでございますか。もし、ありましたら。

【委員】

はい、じゃあ、せっかくですので。今回の都市計画というよりも、やはり流域の水環境全体を私どもはしっかりといい関係にしていきたいという、みなさん共通の目標に向かって具体的に河川管理させていただいていますので、ぜひこのような下水道整備がより着々と進んでいただくことはいいことだと思っていますので、ぜひまた頑張ってくださいと思います。以上でございます。

【議長】

はい、激励の言葉をありがとうございます。事務局の方、もし何かございましたら。

【下水道建設室】

今おっしゃっていただきました水質等も含めまして、今後はですね、詳細な事業計画並びに上位計画であります木津川流総計画にも則りまして整備計画を立てていって、1日でも早くですね公共下水道の整備を進めてまいりたいと思いますので、またご協力のほどよろしくお願いいたします。

【議長】

はい、よろしくお願ひしたいと思います。委員さんはよろしいですか

【委員】

はい、特にございません。

【委員】

聞かせてもらっていいですか。

【議長】

はい、どうぞ。

【委員】

こういう議案提出をされたのは、各団地の地域から要望があつてこういう計画を着々と進められていると思うんですけども、いずれ、小さいまだ取り残されている所もいっぱいありますよね。全部やっってしまうつもりなんですか。これから。

【議長】

はい、事務局、お願いします。

【下水道建設室】

まず、北部地域につきましては着色をさせていただいております、区域拡大をさせていただく予定となっておりますオレンジの部分の中に大小5つの団地、また、処理場を持ってございます。そういった所につきましては、今現在ですね地域の管理組合であつたりとか、合併で処理をされていたりとかいうところで、非常に今後の浄化槽の老朽化がだんだん進んできているということで不安になられております。そういった所からは強い要望もいただいているところでございまして。また、南部の今現在、公共管理をしている4つの団地につきましては、これは平成の19年、20年ぐらいだったかと思うんですけども、これにつきましては南部の処理場計画というのがいっただいどれくらいの期間になるんだと、中央処理区が終わってからと言うけどもいつ頃になるんだということの中でですね、南部につきましては平成で言うところの40年とか以降になってこよかなというところで、平成の20年、19年の時にはですね、それならそれまでの間、老朽

化が進んできている処理施設を抱えている所について、市の方で管理をいただけないかというふうな要望もございまして、この4つにつきましてはそういった管理をさせていただいてございます。その時に南部につきましては同時に赤目の新川、また、すみれが丘というふうな団地もございまして。そういった所も大型の合併浄化槽というもので今現在、管理もされていて、その2つにつきましては今まだ民間さんの方で管理をされております。そういった所につきましても同時期にお声をかけさせていただいた経過がございしますが、その際には地域としてしばらく南部処理場ができるまでの間は今の現状で管理をするというふうなことで今にいたっております。ですので、今後、南部処理場の計画、さらに南部処理区ということで整備を進めていく際にはですね、そういった民間で管理をされておられる合併浄化槽も含めて、整備計画をまた、させていただくというふうなかたちになるかと思っております。

【委員】

ありがとうございます。

【議長】

はい、よろしいですか。ほか、委員さん、よろしいですか。

【委員】

はい。

【議長】

委員さん、どうですか。

【委員】

はい。速やかに進めていただけたらと思っております。

【議長】

はい、ありがとうございます。委員、全体的に。

【委員】

はい。先ほど事務局のほうからご説明ございましたように、今回はまず今4つ抱えておりますそれぞれの団地ごとの処理場の更新にあたって、これを都市計画決定することによって交付金をいただきたいという、非常にこう明確な理由があるわけですので、ある意味妥当かなというふうに思っております。水をきれいにする方法はいくつかありますけれども、いちばん小さいのは各それぞれのご家庭でいわゆる個別の合併浄化槽を入れていただく、更には農村集落では集落ごとに集落下水道というものもございまして、それから団地にはその団地ごとで処理をしていただくようなコミュニティの処理方法がありまして、最終的にはそれを全域に繋げていって公共下水道という、いろんな段階があるわけですが、いずれも水の浄化の質的な問題としてはそれほど変わらないわけですが、あとは後々の費用の問題で、いかに費用対効果でまとまってやっただけなのか、あるいは集落単位、団地単位、あるいは個別でやっていただいたほうが費用対効果で効果的なのかということも勘案してですね、最終的には決めていただくということになるわけですが、なんでもかんでも繋いでいったらいいというものではございまして、繋ぐためには管を整備をしないといけませんし、そのあたりの費用とですね、それぞれ個別にやっていただくのとどちらが費用対効果が高いのかというところで判断をしていただければというふうに思っております。南部のほうもですね、かなり時間はかかるとは思いますが、今は各団地ごとに個別に処理場を作っておられますけれどもそれを管で繋いでいって南部の浄化センターに一元管理をしていったほうが、市の管理とすれば非常に効率的に管理ができるかなと思っておりますので、時間はかかりますけれども最終的にはそういう形で南部も1つの浄化センターの所に集約していただいて、効果的効率的にやっていただくということに将来はなっていくのかなと思っておりますが、

まずはできるところからということで今回ご提案いただいている内容かと承知をしておりますので、このまま計画的に進めていただければというふうに思います。よろしく申し上げます。

【議長】

どうもありがとうございます。だいたいのご意見出られたようでございます。これによって今までの下水の普及率と、これによってどれぐらいの普及率になるのか。もし、ございましたら。

【下水道建設室】

はい。今、ご質問いただきました普及率でございます。現在、公共下水道で整備をさせていただいている普及率と申しますのが、平成の30年度末現在で33.2パーセントというふうなかたちになってございます。全体です。生活排水処理率、大型合併浄化槽であったりとか個別の浄化槽、並びにまた集落排水で整備をさせていただいている、そういった所も踏まえますと98.9パーセントと、これは名張市では県下においても非常に高い率になってございます。今後区域を拡大していきまして、公共下水道として整備を進めていきますと、現在、計画の中で令和の7年につきましては今お示しをさせていただきました北部、並びにこの4つです。南部の4処理場を含めますと約71.7パーセント、公共下水道の割合が71.7パーセントになってですね、遠い将来の令和22年、これは木津川流域でも計画になっております年度でございますが、令和22年度、名張市の計画としましては人口からみまして公共下水道の整備率としましては約90パーセントぐらいになってくるかなと。当然、そのほかの集落排水施設であったりとかというのもありますので、生活排水処理率というのはかなり高い率になってくるかなと予定をさせていただいております。

【議長】

はい、どうもありがとうございました。みなさん、ほかにございませぬか。ほかにないようでございますので、ここで第1号議案、名張都市計画下水道変更案について採決をさせていただきたいと思いますが、いかがでございますか。

【委員】

異議なし。

【議長】

はい。異議なしの声をいただきました。賛成の方は挙手をお願いいたします。

・・・賛成委員挙手・・・

【議長】

はい、全員、賛成というかたちで本当にありがとうございました。全会一致でございます。第1号議案は原案どおり可決させていただきました。以上をもちまして、本日の提案されました議案はすべて終了させていただきます。ここで議事を終了し、進行を事務局にお返しします。どうぞよろしくお願いしたいと思います。